

【ポスター発表】

地域包括支援センターにおける成り立ちの違いと関連要因

—地域包括支援センターのアンケート調査から—

○ 秋田看護福祉大学 白男川 尚 (8317)

白澤 政和 (桜美林大学・769)、今井 久人 (マチュールライフ研究所・6692)

キーワード：地域包括支援センター、在宅介護支援センター、事業運営

1. 研究目的

平成18年の介護保険改正によって、「地域包括支援センター」が設置された。昨今様々な事業が展開され広がりを見せている。本研究は、平成20年1月、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会が実施したアンケート結果から、在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ移行した組織と、新規に設置した地域包括支援センターとではどのような違いがあるかを明らかにして、今後の「地域包括支援センター」のあり方を探ることを目的としておこなう。

2. 研究の視点および方法

【調査の対象】

本調査の対象は、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会が、平成19年12月時点で会員であった地域包括支援センターである。

【調査の方法】

郵送配布回収方式による自記式アンケート調査によって実施した。アンケートは1,561か所へ配布し、840か所の回答を得た（回収率53.8%）。

【調査期間】

調査期間は、平成20年2月上旬～3月中であった。

【調査項目】

「地域包括支援センターの移行経緯」、「現在の運営主体」、「組織形態」などの基本項目及び関連項目である「平日夜間、土日及び祝祭日の窓口体制」、「市町村人口」、「高齢化率」、「収入総額」、「職員総数」、「各事業実施内容」、「在宅介護支援センターとの連携状況」などの自己評価などであった。

【分析方法】

分析では、従属変数を「在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ移行した組織」、「新規に設置した在宅介護支援センター」別に重回帰分析（強制投入法）を用いて検討した。独立変数としては、「現在の運営主体」、「平日夜間、土日及び祝祭日の窓口体制」、「職員総数」であった。

3. 倫理的配慮

調査事業所に対する倫理的配慮としては、回答は強制ではなく、事業所が特定されないよう無記名で行い、分析は統計処理を行い事業者が特定されないよう配慮をおこなった。

4. 研究結果

地域包括支援センターの開設は、「在宅介護支援センターからの移行」が、80.6%であり、「新規設置」は、16.0%であった。

地域包括支援センターの運営主体は、「社会福祉法人」が最も多く、43.1%を占めている。次いで「行政直営」が19.6%、「社会福祉協議会」が15.5%、「医療法人」が11.8%の順となっている。

職員数区分は、「1～3人」が最も多く37.7%を占めていて、次いで「3.5人～5人」が37.0%、「6～9人」が16.7%の順となっている。

夜間窓口体制は、「母体法人や協力組織の職員が窓口対応をする」が「平日」で33.3%、「土・日」が31.0%、「祝祭日」が29.2%といずれも高かった。

重回帰分析の結果、地域包括支援センターの開設別「在宅介護支援センターからの移行」が、「新規設置」でみると、「現在の運営主体」、「土日の窓口体制」、「職員総数」で有意な結果が出た。一方「平日夜間窓口の体制」、「祝祭日の窓口体制」では有意差はみられなかった。

5. 考察

在宅介護支援センターから移行した地域包括支援センターでは、運営主体が社会福祉法人であり、職員総数も多く、土日の窓口体制もしっかりしていることが分かった。一方で、平日や祝祭日の窓口体制は新規設置の地域包括支援センターでも有意差がなく、今後どのようになっていくか分析・検討することが必要となることが示唆された。

（本研究は、厚生労働省補助事業「老人保健健康増進等事業」により実施された。）